

公益財団法人日鉄鉱業奨学会  
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 本規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号（以下、認定法第5条13号という）及び公益財団法人日鉄鉱業奨学会（以下、当会という）の定款第13条及び第26条の規定に基づき、当会の役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分するものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員：報酬、賞与及び退職手当
- (2) 非常勤役員：報酬
- (3) 評議員：報酬

2 常勤役員に対する退職手当は、常勤役員として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により当該常勤役員を退任した者に限り支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ算定する。

- (1) 報酬、賞与：常勤役員の報酬（賞与含む）は年額報酬とし、経営内容、世間水準、物価水準、職員給与等のバランス及び責任の度合等を考慮して算定する。ただし、原則として別表第1に定める額の限度内とする。
- (2) 退職手当：（別表第2に定める基準年額）×在任月数／12ヶ月  
在任年数に1年未満の端数があるときは月割とする。（15日未満切捨て15

日以上切上げ) また、在任中の業績功勞の程度に応じ、30%を超えない範囲において金額を増減することができるものとする。

- 2 非常勤役員に対する報酬の額は、月額1万円とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、月額1万円とする。
- 4 上記2及び3について、本人より辞退の申し出があった場合はこの限りでない。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬：賞与を除く年額報酬を12等分した額を職員給与の支給日に支給する。
  - (2) 賞与：当年7月及び12月に支給する。
  - (3) 退職手当：当該常勤役員が退任となることが確定する理事会において、その支給が承認された後、原則として1ヶ月以内に支給する。ただし、退職手当支給後に、当該前常勤役員が当会に損害を与えた等の事実が見出された場合においては、評議員会及び理事会の決議により既支給額の一部または、全額について、返納を求めるものとする。
- 2 非常勤役員に対する報酬は、当該年度の在任月数に応じ、当該年度末に支給する。ただし、非常勤役員が当該年度の途中で退任となる場合には、原則として退任後1ヶ月以内に支給する。
  - 3 評議員に対する報酬は、当該年度の在任月数に応じ、当該年度末に支給する。ただし、評議員が当該年度の途中で退任となる場合には、原則として退任後1ヶ月以内に支給する。
  - 4 報酬等は、通貨をもって本人(死亡により退任した者の退職手当については、その遺族。以下同じ。)に支払う。ただし、本人から申し出があった場合は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
  - 5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(通勤費)

第6条 常勤役員については、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて通勤費を支給する。

(費用)

第7条 当会は、役員及び評議員がその職務の執行に要する交通費等の実費相当額を費用として支給することができる。

(公表)

第8条 当会は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の変更)

第9条 この規程の変更は、評議員会の決議を得て行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を得て会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

「役員報酬限度額 年額1, 200万円」

別表第2 (第4条関係)

「基準年額 980, 000円」

制定：平成24年10月1日

施行：平成24年10月1日